

令和3年10月22日

1 はじめに

本市は、東日本大震災と原発事故から11年目を迎え、復興が一步步着実に進んできた一方で、旧避難指示区域においては、復興の進捗に伴い新たな課題が顕在化するなど、今後の復興・再生に向けて、新たな局面を迎えている。

また、世界的な気候変動による影響が深刻さを増している中、令和元年東日本台風や令和3年2月の福島県沖地震など、大規模な自然災害が発生し、多くの被害が発生した。さらに、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）という危機的事象の発生は、東日本大震災と原発事故からの復興・再生とともに、市民生活のみならず、社会経済活動など多方面にわたって、甚大な影響を及ぼす事態となっている。

このような中、令和4年度は、「南相馬市復興総合計画後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という。）の最終年度となることから、政策目標に掲げる「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～」の実現に向け、目標達成に向けた総仕上げとなる重要な1年となる。

このため、これまでの復旧・復興の取組に加え、新型コロナや令和元年東日本台風など、本市を取り巻く大きな環境変化も考慮しつつ、後期基本計画の施策ごとに掲げた85の成果指標をもとに、計画初年度から令和2年度までの実績に加え、令和3年度の実績等を踏まえ、計画の進捗状況を十分に把握・検証したうえで、最終年度に向けた目標達成のため具体的な対策を講じる必要がある。

さらに、後期基本計画の最終年度を迎え、次期「南相馬市復興総合計画」（以下、「総合計画」という。）の策定に着手する年でもあることから、この先の中長期的な本市の復興・再生を見据えた議論を本格化させる時期である。

以上、重なる大きな市政課題の解決に向けて、市民や事業者とともに「チーム南相馬」として、それぞれの役割のもと取り組む必要がある。そのために、「令和4年度南相馬市行政経営方針」（以下、「本方針」という。）を定める。

2 行政経営方針の位置づけ

- 本方針は、後期基本計画の具現化と新たな課題に対応するため、本市が有する経営資源（ヒト・モノ・カネ）を集中させ、重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにするものである。
- このため、令和4年度の予算編成方針や事業立案、各部の組織運営などにあたっては、本方針に基づき行うものとする。
- なお、本方針策定後、新たな社会環境等の変化が生じた場合、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

3 現状と課題

(1) 旧避難指示区域を取り巻く環境変化

- 震災から10年が経過し、地震・津波の被害に係る復旧は一定程度終了したが、原子力災害からの復旧・復興には、多くの時間を要している。
- 旧避難指示区域においては、市民の帰還が落ち着きつつある中、現在、優良農地等を含む農地への営農型太陽光発電設備の設置によって、農地の集積・集約化の妨げや周辺農地への影響等が懸念されるなど、農地の保全や、太陽光パネルと自然環境・景観との調和等が課題となっている。
- 加えて、有害鳥獣対策にあつては、捕獲隊を編成し、捕獲活動を行うとともに、農作物被害を防止するための電気柵を設置するなど、対策を講じているが抜本的な解決策に至っておらず、復興・再生の阻害要因となっている。
- 一方で、震災以降、帰還した住民や若者などの移住者により、起業等の新たな動きが進んでいる。さらに、スマート農業技術を導入した営農再開やほ場整備の進捗に加え、園芸団地の整備など、今後のさらなる展開が期待される。
- また、福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）による新たなまちづくりとして、小高復興産業団地（フロンティアパーク）の整備や大学等との連携による農業分野の振興、国が整備する国際教育研究拠点の誘致などを進めている。
- 加えて、小高区4小学校が再編され、認定こども園や子どもの遊び場（NIKOパーク）が開所するなど、教育・子育て環境が変化する中、今後、小中一貫教育の導入などによる魅力ある教育の実施や子育て環境の整備など、さらなる展開が求められている。
- 今後、「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づいた復興・再生に向けた取組が本格化していくことから、これら国の方針や取組等の成果を最大限に取り込み、新たな活力を呼び込むことが重要となっている。

(2) 新型コロナの影響

- 本市の感染者は273人（令和3年10月7日現在）となり、福島県内の感染者が9,467人（同現在）と第5波のピークを越え、減少傾向にあるもののデルタ株の影響により集団免疫獲得への道筋は不透明であり、引き続き次の感染拡大への警戒が必要となるなど、新型コロナの終息は見通せない状況である。
- また、感染拡大は地域医療体制への負荷が大きく、既往症患者への治療にも影響があることから、一人ひとりの感染予防の意識の継続と事業者の関係団体等が定めた「感染予防ガイドライン」の順守が必要である。
- なお、ゼロコロナを目指し引き続き自粛を続けるという選択肢があるもの

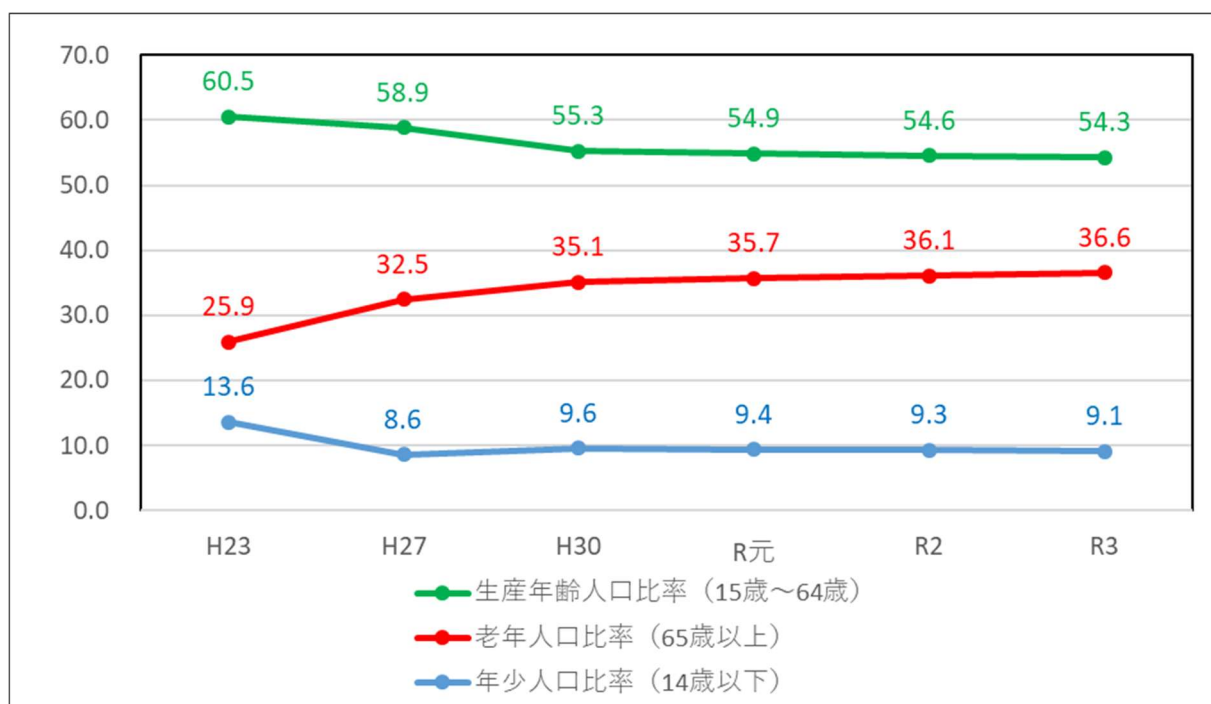
の、ワクチン接種の普及を背景とし、対応可能な範囲に感染を抑えながら、社会経済活動を徐々にコロナ前の状況に近づけていく、「感染対策」と「社会経済活動」の両立に加え、「市民の心と体の健康維持」にも取り組んでいる。

- 一方で、新型コロナによって密回避・非接触のニーズが高まり、感染リスクが大都市圏に比べて低いことや地方の価値が見直され、テレワークの普及など都市から地方への移住者が増加している。
- 新型コロナの影響で価値観を含め社会は大きく変化しており、市の施策展開においてもしっかりと対応していく必要がある。

(3) 生産年齢人口と出生数の減少

- 本市の生産年齢人口は、平成 23 年を比較すると約 3 割減少、年少人口は約 5 割減少し、持続可能な行政運営上、極めて厳しい状況が続いている。これらは原発事故により若い世代の市外への避難が未だに大きく影響している。
- また、出生数も震災以前は 600 人弱あったが、令和元年は 300 人を割り込み、令和 2 年度は 300 人を超えたもの、引き続き、震災前と比較し、極めて厳しい状況にあり、本市にとって生産年齢人口の拡大と出生数の増加を図ることが、今後、自治体として生き残るための重要課題となっている。

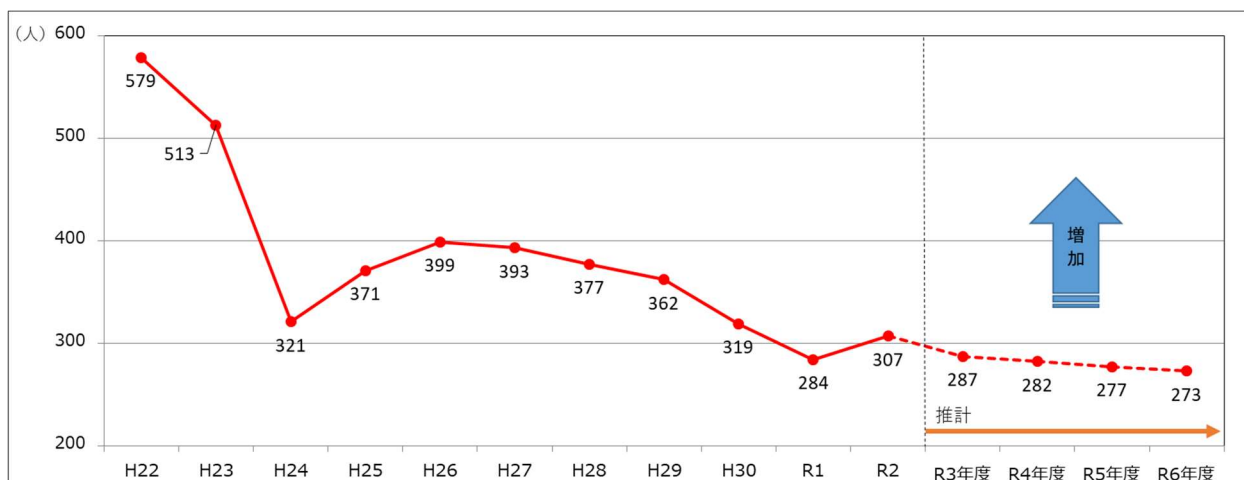
【人口構成推移】



区 分	H23 年	H27 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年
生産年齢人口(15~64 歳)	43,231	33,379	30,131	30,045	29,988	29,612
老年人口(65 歳以上)	18,536	18,452	19,134	19,558	19,808	19,988
年少人口(15 歳未満)	9,727	4,885	5,222	5,114	5,083	4,968
合 計	71,494	56,716	54,487	54,717	54,879	54,568

※平成 23 年は平成 23 年 2 月 28 日の住民基本台帳人口、平成 27 年は国勢調査（年齢不詳 1,081 人除く）、平成 30 年は平成 30 年 4 月 30 日現在の居住人口、令和元年は令和元年 9 月 30 日現在の居住人口、令和 2 年は令和 2 年 8 月 31 日現在の居住人口、R 3 年は令和 3 年 8 月 31 日現在

【出生数推移・推計】



出典：H22～R2(1月～12月)：福島県現住人口調査

R3 年度～R6 年度(4月～3月)：第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画

(4) 頻発化・激甚化する自然災害への対応

- 世界的な気候変動による影響が深刻さを増している中、自然災害が頻発化・激甚化しており、本市においても、大きな被害がもたらされている。
- 令和元年東日本台風では市内に大きな被害が発生し、令和 3 年 2 月には福島県沖地震が発生するなど、改めて自然災害の脅威を思い知らされたところである。
- 本市にとって、被害を最小限にとどめるため、改めて事前防災や災害対応の体制整備、ハードとソフトが一体となった防災・減災、国土強靱化の取組を推進することで、市民生活の安心・安全を確保していくことが必要である。

(5) 地域コミュニティの機能強化

- 震災に加え、新型コロナの影響もあり、身近な地域自治組織である行政区や隣組は、若い世代の避難や居住者の高齢化により、担い手不足で維持することが難しい団体もある。
また、転入者や市外からの避難者の地域自治組織への参加も少ない状況にあることから、引き続き、助け合う身近な地域自治組織への加入についての理解を強く進める必要がある。
- さらに、行政区への未加入世帯の増加と相俟って家庭のごみ出しのモラルの低下や、家庭ごみの排出量が増加している。家庭ごみについては、リサイクルや減量化について行政区への協力を得ながら推進する必要がある。

(6) 復興総合計画後期基本計画の進捗

- 令和2年度は、新型コロナの感染拡大に伴う国の緊急事態宣言等の影響を受けて、後期基本計画に基づく各事業が実施すること自体ができなくなるなど、大きな環境変化が生じた。
- このため、今回、成果指標の達成状況を評価するにあたっては、各政策の柱で掲げた成果指標のうち、イベントの開催件数や施設の利用者数など、新型コロナの影響によって適正かつ正確な指標をとることが困難と判断した21項目が評価できず、そのほかの成果指標について、可能な限り評価を実施した。

(参照：南相馬市復興総合計画後期基本計画実施状況（令和3年10月）

1 教育・子育て(※)	向上	現状維持	低下	合計	新型コロナの影響により評価できなかった	
					直接	間接
令和2年度末	9	1	1	11	10	1
割合	81.8%	9.1%	9.1%	100.0%	-	-
2 健康・医療・福祉	向上	現状維持	低下	合計	直接	間接
令和2年度末	8	2	2	12	1	4
割合	66.7%	16.7%	16.7%	100.0%	-	-
3 産業・仕事づくり	向上	現状維持	低下	合計	直接	間接
令和2年度末	13	0	1	14	3	0
割合	92.9%	0.0%	7.1%	100.0%	-	-
4 都市基盤・環境・防災	向上	現状維持	低下	合計	直接	間接
令和2年度末	8	1	6	15	1	1
割合	53.3%	6.7%	40.0%	100.0%	-	-
5 地域活動・行財政	向上	現状維持	低下	合計	直接	間接
令和2年度末	7	1	4	12	0	0
割合	58.3%	8.3%	33.3%	100.0%	-	-
合計	向上	現状維持	低下	合計	直接	間接
令和2年度末	45	5	14	64	15	6
割合	70.3%	7.8%	21.9%	100.0%	-	-

※同一施策の成果指標値を小学校・中学校に分けて設定したものは、2つの指標としてカウント。

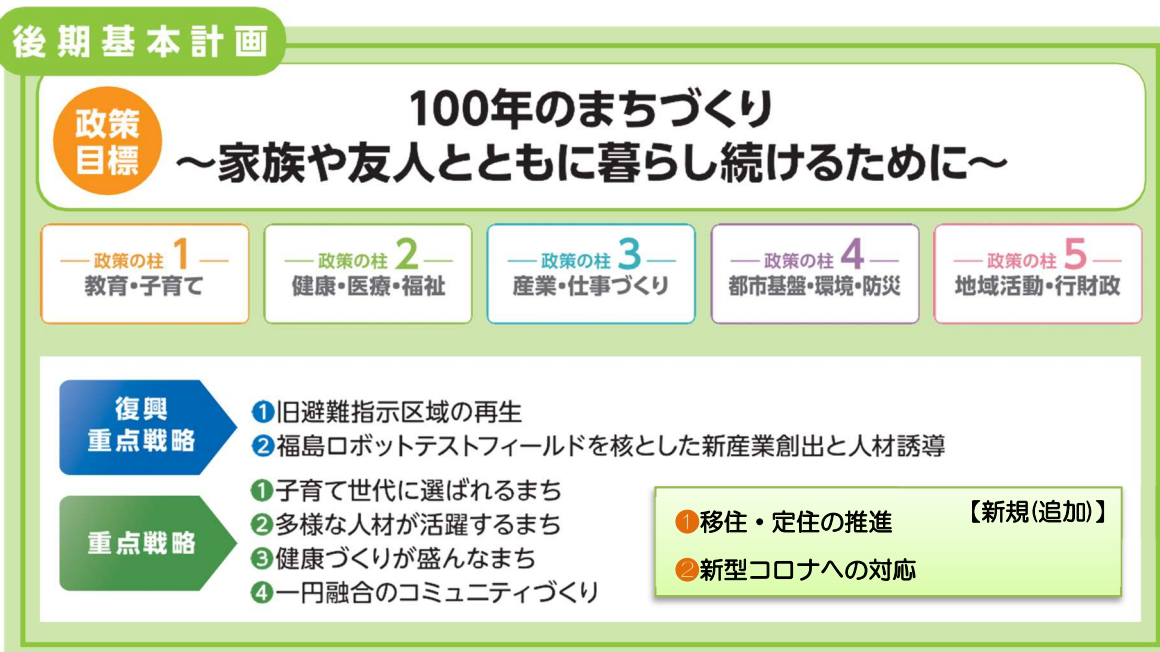
- 全体で45項目（70.3%）が「向上」となっており、着実に成果目標の達成に取り組んでおり、特に「3 産業・仕事づくり」では、「向上」が9割を超える高い達成状況となっている。
- また、「1 教育・子育て」では、「評価できなかった」が「11項目」とはなっているものの、「向上」が8割を超える結果となった。

- 一方で、「4 都市基盤・環境・防災」及び「5 地域活動・行財政」においては、「低下」が3割から4割を占めるなど、各政策の柱別で見ても「低下」している項目もあることから、その要因を評価・分析のうえ、引き続き、成果指標の達成に向け、全力を挙げて取り組んでいく。
- なお、令和4年度の最終目標を達成するため、各項目の進捗状況を把握・分析し、具体的な対策を講じる必要がある。

4 令和4年度行政経営の視点と対応

(1) 後期基本計画の総仕上げ

- 後期基本計画の総仕上げの年であることから、特に計画の折り返しである令和2年度末時点で、進捗率が50%未満であった事業については、その要因をさらに分析し、成果指標が達成できる事業構築を行うこと。
- 第8次実施計画(令和4年度から令和6年度)の年度内進捗管理を実施する。



(2) 第2期復興・創生期間を踏まえた対応

- 第2期復興・創生期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であることから、引き続き復興に向けて総力を挙げて取り組む。
- 国・県等とも十分に連携を図りながら、福島イノベ構想による新たなまちづくりを進め、日本を牽引するロボットや農業分野における南相馬モデルを構築し、新産業創出や教育・人材育成、交流人口の拡大等を目指す。
- また、国・県の情報を常に収集し、国・県の復旧復興の財源や東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法を十分活用する。

(3) 新型コロナの「感染対策」と「社会経済活動」の両立

- 新型コロナの影響を受けている市民生活や地域経済を早期に回復させるため、新型コロナの「感染対策」と「社会経済活動」の両立を目指す。
- さらに、本市の新型コロナ対策のもう一つの柱である「市民の心と体の健康維持」についても、健康教室、健康相談の回数を徐々に増やすなど積極的に取り組んでいく。
- 一方で、新型コロナの終息が見通せない中で、引き続き次の感染の波への警戒をしつつ、必要な医療供給体制を維持するとともに、相双保健所との連携や市独自のPCR検査等の活用など、適切な感染対策を講じる。

(4) 移住・定住と、子どもと家庭を大切にす総合施策の推進

- 第2期復興・創生期間において掲げる移住・定住促進や、本市の出生数の減少を踏まえ、特に若い世代の本市への移住・定住を促進する。
- 若い世代や子育て世代をターゲットに移住・定住しやすい生活環境を整えるとともに、魅力ある教育と子育て環境の整備を推進する。
- 妊娠から子育てまで安心して産み育てられる支援をする。
- 若者の移住・定住と子育て施策については、各区部においてゼロ予算事業も含めて積極的に取り組む。

(5) 社会の変革に対する柔軟な思考と挑戦

- 震災対応をはじめ、新型コロナのワクチン接種など、これまでにない業務をやり遂げてきた経験とスキルを生かし、前例にとらわれない柔軟な発想と果敢な挑戦を続ける。
- 社会の変革に対応するため、日ごろから情報収集や分析に努める。

(6) SDGs（持続可能な開発目標）の視点

- SDGsとは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組む成長戦略である。
- 次期総合計画では、SDGsの取組に関する位置づけ等を明確化する。また、各種個別計画についてもSDGsの理念や目標などを計画に反映する。

(7) 市民との対話による課題解決

- 市民との対話により市政の課題を抽出し、個々の課題に対し、市民との協力体制の下、解決できる施策や仕組みを構築する。
- また、行政区や市民団体が主体的に実施する事業については、積極的に支援する。

(8) 持続可能な行財政運営

- 人口減少時代において、過度な将来負担を生じさせないよう、震災関連事業と通常事業を見極め、PDCAサイクルにより、既に目的を達成した事業の廃止

や類似事業の統合、成果の上がらない事業を見直しするなど、持続可能な行財政運営を行う。

(9) 事務事業の見直しと最適化

- 目的や手段が同じ事業については、積極的に部間調整を行い、統合等を進める。
- 事業の目的を検証し、常にその必要性を検討する。
- RPA の導入や WEB 会議（オンライン会議）の活用、テレワークの推進、ペーパーレス化の徹底、会議時間の短縮など、事務の効率化を進める。

(10) 人事配置の適正化

- 第2期復興・創生期間における復興事業に必要な人員については、別途、計画定員数を提示したうえで、必要な人員を確保する。
- 事務事業の見直し等に応じて人員配置の最適化を図り、事業規模に見合った人員を配置する。
- 女性の登用や若手の抜擢など性別や年齢にとらわれない、能力や適性に応じた適材適所の人事配置を進める。

(11) デジタル変革（DX）の推進

- ICT 化やデジタル化への取組を推進し、市民の行政手続きに関し、市民目線による行政サービスの見直しを行うなど、デジタル技術を活用してあらゆる行政サービスの変革を推進する。

5 復興重点戦略

若者が新たなことに挑戦できるような環境づくりと高齢化した市民が生涯現役で支え合い住み続けられる地域づくりを目指し、第2期復興・創生期間である令和3年度以降も優先的に取り組み、令和4年度も継続して進めていく取組である。

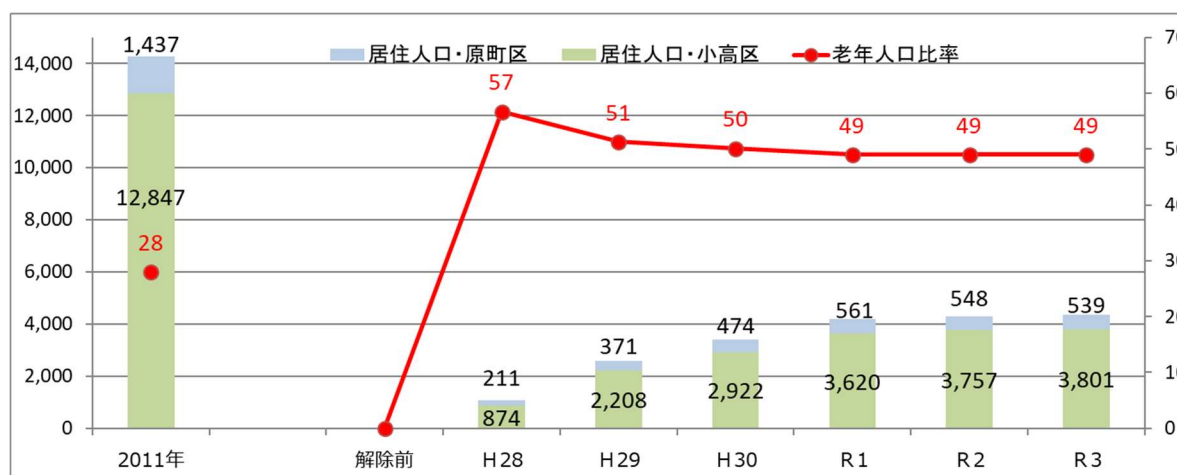
復興重点戦略 1：旧避難指示区域の再生

帰還した市民が安寧に住み続けられ、帰還して良かったと思える旧避難指示区域の再生を推進します。

さらなる復興加速に向けて、教育・子育て環境の充実、安全・安心な生活環境の整備、農業の再興、医療体制の整備、まちのにぎわい創出などに取り組みます。

また、旧避難指示区域の再生には、旧避難指示区域外を含む市全域の復興が必要であることから、引き続き市全域の復興の取組も進めます。

【旧避難指示区域及び帰還困難区域の居住人口と老年人口比率の推移】



※H23は平成23年3月11日の住民基本台帳人口と老年人口比率。解除前は避難指示解除前のこと。H28以降は各年9月末の居住人口と老年人口比率。

主な取組

- ◆ 文教ゾーンを活かした魅力ある教育と子育て環境の整備
 - ◆ 地域医療体制の充実
 - ◆ 営農環境の再生と生産者の育成
 - ◆ 交通弱者の移動手段の利便性向上
 - ◆ スマートインターチェンジの整備促進
 - ◆ 賠償全般の問題解決への支援
 - ◆ 買い物環境の維持・再生
 - ◆ 地域コミュニティの活性化
- ◇ 移住・起業等への支援の「小高パッケージ」による居住人口の拡大
- ◇ 小高区の再生に向けた福島イノベーション・コースト構想の推進
(産業団地による企業、工業等の誘致、大学と連携した農業研究フィールドの整備、農業人材育成機関の整備、国際教育研究拠点の誘致等) など

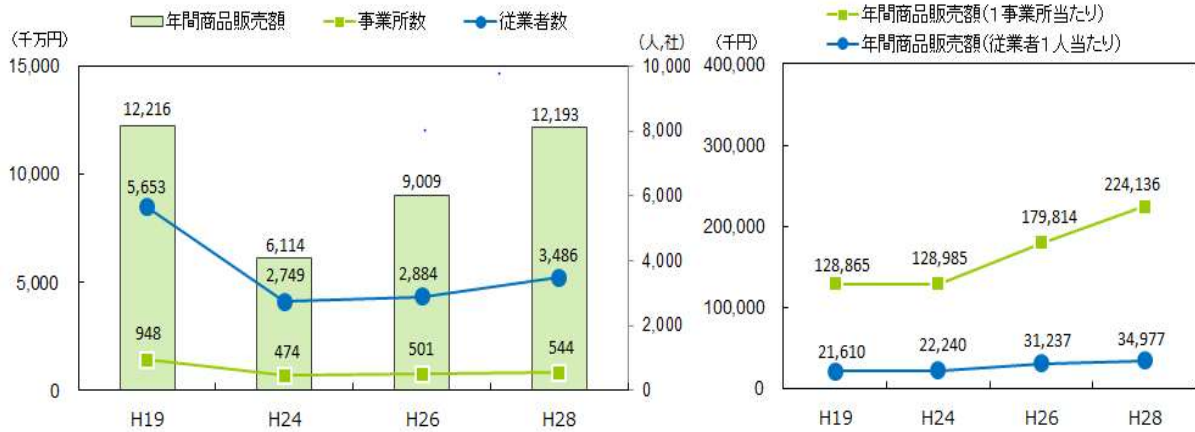
復興重点戦略 2：福島ロボットテストフィールドを核とした新産業創出と人材誘導

世界に冠たるロボットの研究・実証拠点である福島ロボットテストフィールドを最大限活用し、国内外の優秀な研究者や人材が集う環境整備を推進します。

また、福島ロボットテストフィールド周辺環境の整備に取り組みます。

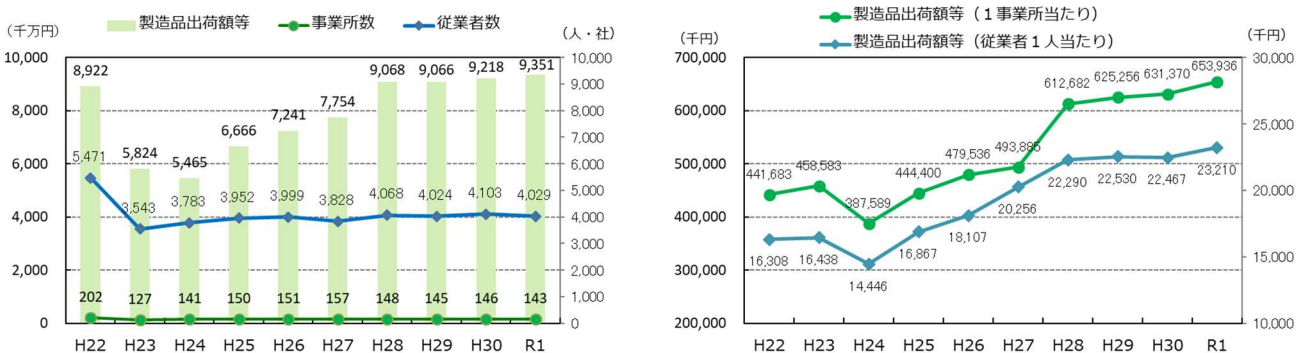
さらに、市外から訪れる研究者、ロボット関連企業と市内企業・団体、市民が交流する機会を創出し、人材誘導、市内企業の技術革新や産業集積、ベンチャー輩出等を推進します。

【商業（卸売業・小売業）の年間商品販売額等】 ※グラフに最新年度の追加はありません



出典：「商業統計調査」（経済産業省）、「経済センサス」（総務省統計局）
 （事業所数・従業者数：H19は6月1日現在、H24は2月1日現在、H26は7月1日現在、H28は6月1日現在）

【工業（製造業・従業者4人以上の事業所）の製造品出荷額等】



出典：「工業統計調査」（経済産業省）、「経済センサス」（総務省統計局）
 （事業所数・従業者数：H23は6月1日現在、H27は2月1日現在、H27は平成28年6月1日現在、H28は平成29年6月1日現在、H29は平成30年6月1日現在、H30は令和元年6月1日現在、R1は令和2年6月1日現在、それ以外の年は12月31日現在）

主な取組

- ◆ロボットをはじめとする先端技術等を強み産業への育成
- ◆ロボットの実証実験・導入等の促進
- ◆工業基盤の整備と企業立地の推進
- ◆ロボット関連企業や大学等との連携強化
- ◆小中学生のロボット教育の推進と高等教育機関との連携
- ◆福島ロボットテストフィールドの認知度向上
- ◆研究開発・先端技能育成等基盤技術産業の高度化
- ◆福島ロボットテストフィールド等を組み入れた新たな観光ルートの創設
- ◆主要アクセスポイントと拠点をつなぐアクセス道路の早期整備の実現
- ◆都市間交通の整備 など

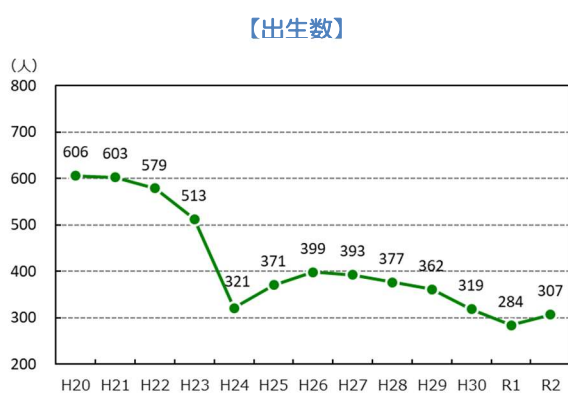
6 重点戦略

後期基本計画において政策目標を達成するために複数の政策の柱にまたがるテーマに対して横断的・複合的に行う取組である。

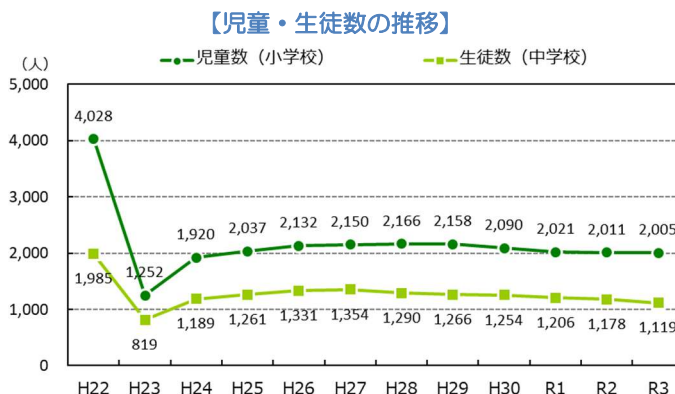
重点戦略 1：子育て世代に選ばれるまち

子育て中の世代やこれから子育てをしようとする若い層が、安心して出産・育児ができる環境と、家庭と仕事が両立できる環境を充実します。

幼児教育も含めた教育の質を高め、子ども達がのびのび成長できる環境を整備します。これらの環境を整備するにあたっては、子育て世代の意見がまちづくりに反映される仕組みも構築します。



出典:「福島県現住人口調査年報」(福島県)／各年1～12月累計



出典:「学校教育課資料」(南相馬市)／各年5月1日現在

主な取組

- ◆ 魅力ある教育環境の整備
 - ◆ 子育て家庭の経済的負担の軽減
 - ◆ 進学のための支援制度の充実
 - ◆ 読書活動の推進と図書館の充実
 - ◆ 子育て家庭が働きやすい環境整備
 - ◆ 学校周辺の安全な道路整
 - ◇ 学校給食提供体制再構築の検討
 - ◇ 幼稚園・保育所の体制検討
 - ◇ えにし (男女の出会いの場) づくりの推進
- ◆ 教育指導体制の充実
 - ◆ 子育て相談・支援体制の充実
 - ◆ 子どもの遊び場の整備
 - ◆ 小児・産科医療の充実
 - ◆ 子育てしやすい住環境の整備
- など

重点戦略2：多様な人材が活躍するまち

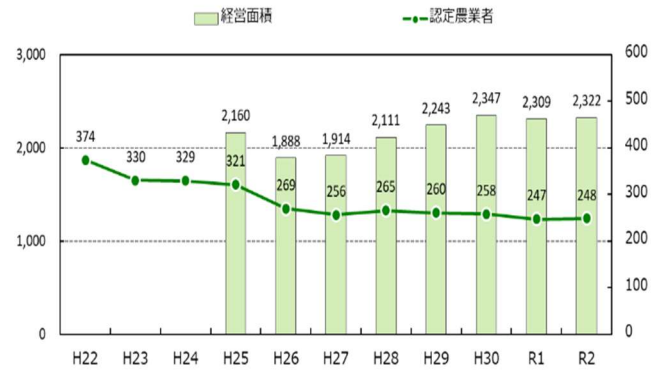
若者、女性、高齢者、障がい者、移住者など、多様な人材が安心して働くことができる環境の整備や支援を行うとともに、外国人の受け入れ環境を整え、「多様な人材が活躍するまち」への取組を推進します。

【産業別就業者数】 ※グラフに最新年度の追加はありません



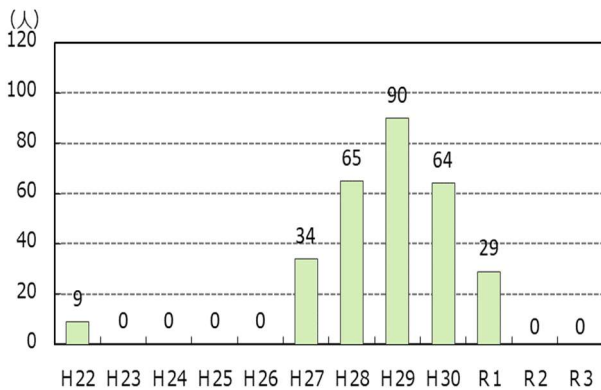
出典：「国勢調査」(総務省統計局)／各年10月1日現在

【認定農業者・経営面積】



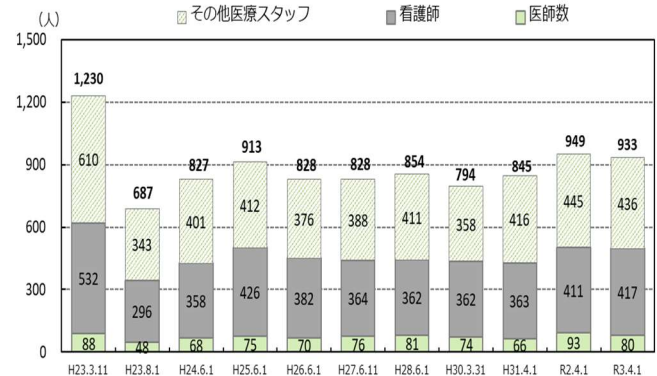
出典：「農政課資料」(南相馬市)／各年度末

【待機児童数の推移】



出典：「こども育成課資料」(南相馬市)／各年4月1日現在

【市内医療機関(病院)医師・看護師数の推移】



出典：「健康づくり課資料」(南相馬市)

主な取組

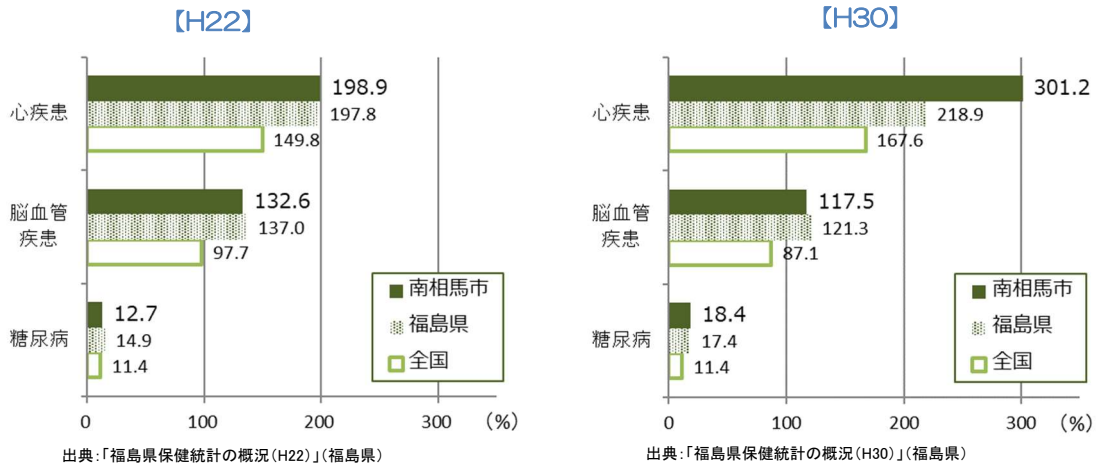
- ◆ 保育士等の人材確保・育成
 - ◆ 認定農業者や青年農業者、漁業者の育成
 - ◆ 起業家人材の育成・確保
 - ◆ 高齢者や障がい者雇用の推進
 - ◆ 交流人口・関係人口の拡大と移住の推進
 - ◆ 子育て家庭が働きやすい環境整備【再掲】
 - ◆ 地域資源等を活用した魅力発信によるシティプロモーション
 - ◇ 園芸作物振興に向けた施設整備や担い手確保
 - ◇ 外国人活動支援センター (SAKURA) の設置
 - ◆ 医療・介護・福祉人材の確保
 - ◆ 多様な働き方の推進
 - ◆ 女性が働きやすい環境の整備
 - ◆ 外国人材の確保・活用促進
 - ◆ 公共交通の担い手確保
- など

重点戦略3：健康づくりが盛んなまち

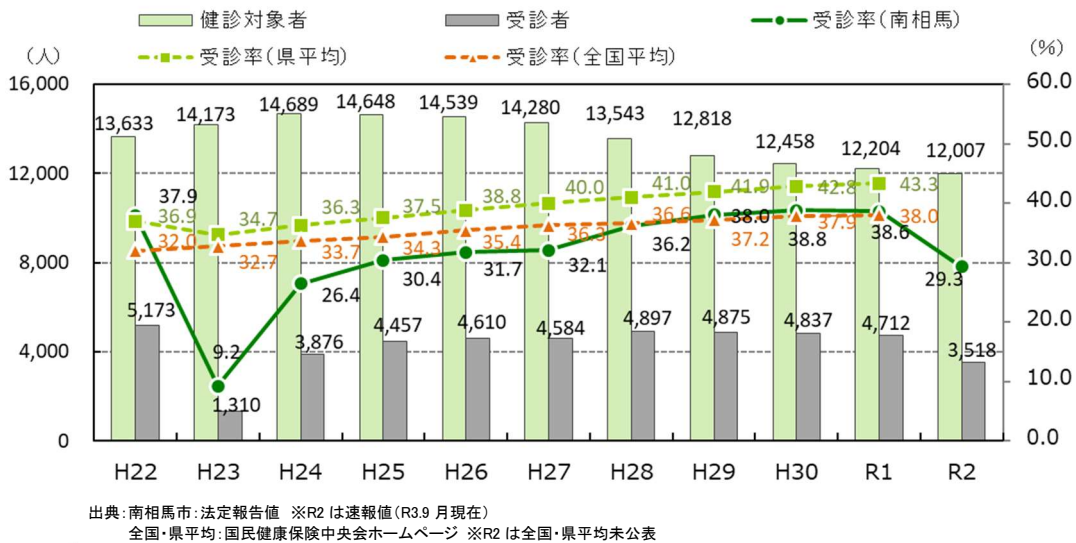
子ども、働く世代、高齢者の全世代を通じ、食事、運動、健康診査の実施体制を確立し、市民総ぐるみの健康づくりの運動を展開します。

市民が主体的に取り組む健康づくりを地域や職場で支えるための支援等に取り組み、健康寿命を延ばし生涯現役を目標にします。

【主な生活習慣病による死亡率（人口10万人対）】



【特定健康診査受診率の推移】



主な取組

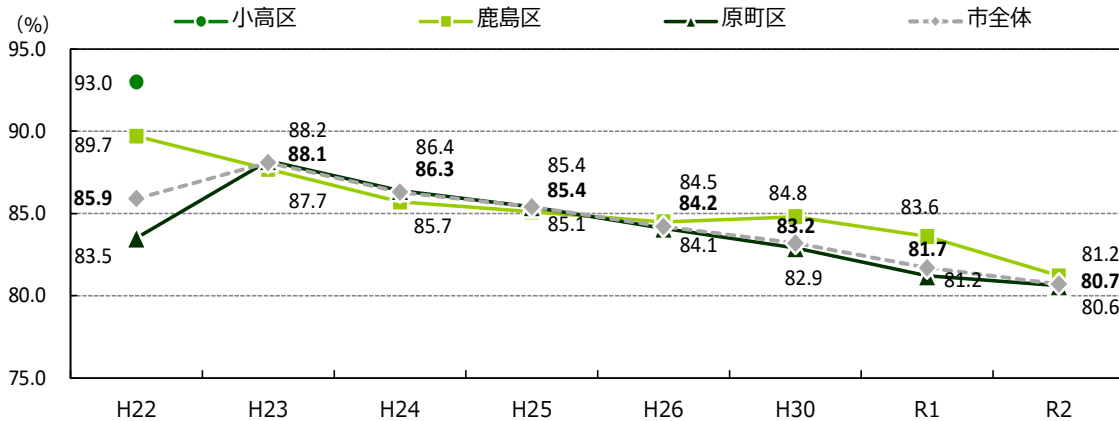
- ◆健康な体を育む教育の推進
- ◆民間事業者の健康運動の促進
- ◆家庭・学校・職場の食育推進
- ◆スポーツ機会の充実
- ◆運動意欲・体力向上の推進
- ◆歯科保健の推進
- ◇**コロナ禍の健康づくりアクションプランの推進**
- ・生活習慣病予防健康診査の受診率向上と受診後のフォローアップの拡大
- ・地域サロン等の活動活性化
- ◇**真野川親水サイクリングロード・健康づくりトレーニングセンター（スキット千倉）を活用した健康づくりの増進と地域活性化の推進** など

重点戦略 4：一円融合のコミュニティづくり

報徳仕法の教えを地域のコミュニティづくりに生かし、地域の良さを生かす地域活動を推進します。

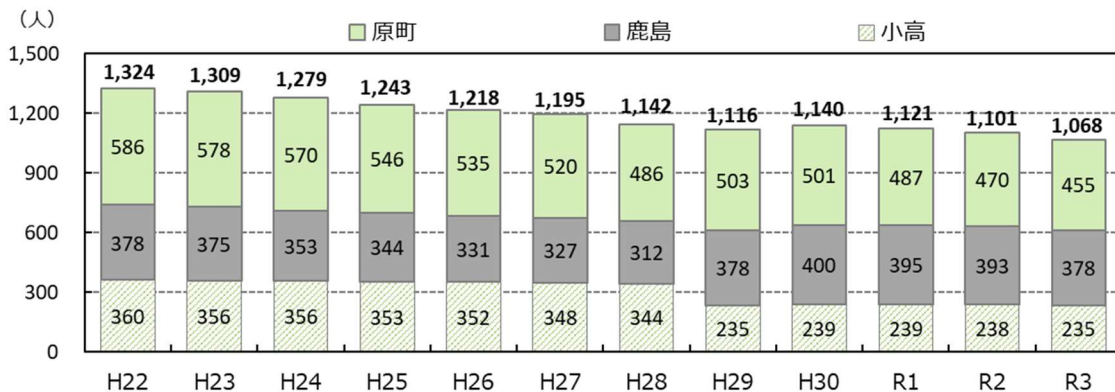
市民の地域活動への参加意欲を醸成し、地域活動の活性化への支援に取り組みます。

【行政区隣組加入状況】



出典：「コミュニティ推進課資料」(南相馬市) / 各年度末、H22のみ H23年2月28日現在

【消防団員数】



出典：「危機管理課資料」(南相馬市) / 各年4月1日現在

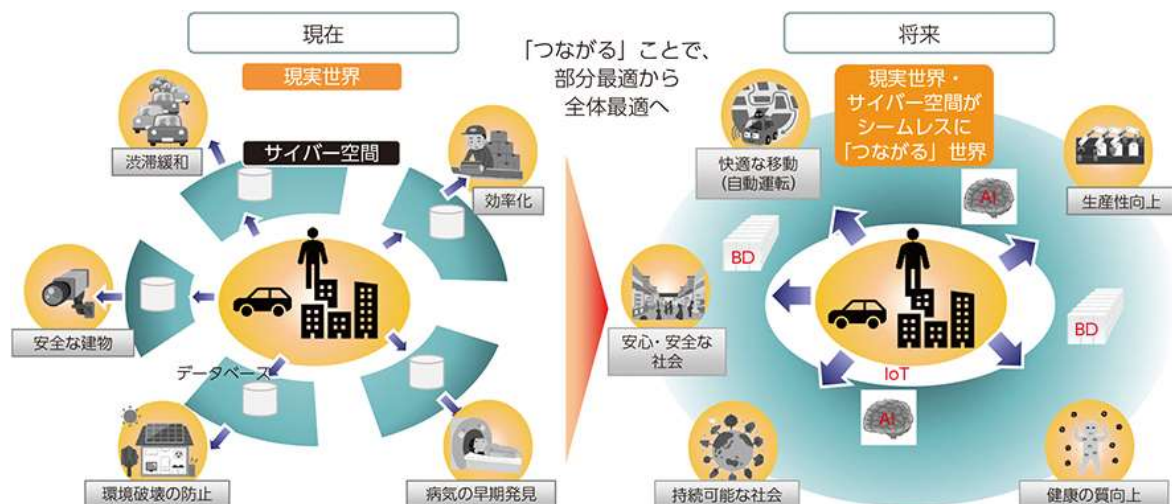
主な取組

◇行政区の安全・安心・快適な環境づくり

- ・ 自主防災組織の活性化
 - ・ 隣組加入の推進
 - ・ 家庭ごみの減量化とリサイクルの推進
 - ◆ 地域サロン等の活動活性化【再掲】
 - ◆ 交通弱者の移動手段の利便性向上
 - ◆ 市民活動団体の公益的活動の活性化
 - ◆ 行政区の適正化
 - ◆ 生涯学習センター等を活用したコミュニティの再構築
 - ◆ 多世代同居・定住の促進
 - ◆ 地域コミュニティ活動の活性化
 - ◆ 消防団の加入促進
 - ◆ 民俗芸能の継承や活動の活性化
- など

◇デジタル変革（DX）とは

DXは、デジタル・トランスフォーメーション（Digital-Transformation）の略で、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」、すなわち、情報技術と現実が徐々に融合して結びつき、暮らしや社会のあり様に劇的な(良い)変化をもたらすというもの(エリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した概念)。



(出典) 我が国の ICT の現状に関する調査研究

◇自治体に取り組むべき内容とは

国の「デジタル・ガバメント実行計画（2020年12月25日閣議決定）」に基づき策定された「自治体DX推進計画（総務省）」に示された自治体が重点的に取り組むべき事項や内容については、以下のとおりである。

【重点取組事項】

- (1)情報システムの標準化・共通化
- (2)マイナンバーカードの普及促進
- (3)行政手続きのオンライン化
- (4)AI・RPAの利用推進
- (5)セキュリティ対策の徹底

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項】

- (1)地域社会のデジタル化
- (2)デジタルデバイド対策

【その他】

- (1)BPRの取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (2)オープンデータの推進
- (3)官民データ活用推進計画策定の推進

